

改定後	改定前
<p>第2条（カード利用代金の支払区分） （略）</p> <p>2. 本カードの毎月支払額は、会員規約第32条にかかわらず、下記のいずれかとなります。なお、マイ・ペイすりボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法とすることができます。<u>なお、マイ・ペイすりボ申込み時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</u></p> <p><u>（1）元金定額コースを指定した場合は、5千円以上の当社が指定する金額（ただし、締切日の残高が毎月支払額に満たないときはその金額とします）</u>または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額</p> <p><u>（2）定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボ払いの未決済残高に3%を乗じた額（1円未満切捨て。ただし、3千円に満たない場合は最低支払い元金を3千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします）</u>に、本条第4項に定める手数料を加算した額</p> <p>3. 前項に定める毎月支払額は、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、毎月支払額を増額または減額できるものとします。</p> <p>4. 手数料額は下記の方法で算出するものとします。</p> <p><u>（1）新規の利用代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。</u></p> <p><u>（2）支払期日の前々月締切日翌日から前</u></p>	<p>第2条（カード利用代金の支払区分） （略）</p> <p>2. 本カードの毎月支払額は、会員規約第32条にかかわらず、下記のいずれかとなります。なお、マイ・ペイすりボ 会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法とすることができます。</p> <p><u>（1）定率コースを指定した場合は、毎月の締切日時点におけるリボ払いの未決済残高に3%を乗じた額（1円未満 切捨て。ただし、3千円に満たない場合は最低支払い元金を3千円または未決済残高のいずれか少ない金額とします）</u>に、本条第4項に定める手数料を加算した額</p> <p><u>（2）元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額（5千円または1万円、プラチ ナカードおよびゴールドカード、プライムゴールドカードの場合は1万円。ただし、当社が適当と認めた場合は2万 円以上1万円単位で指定した金額。また、締切日の残高が毎月支払額に満たないときはその金額とします）</u>また は当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額</p> <p>3. 前項に定める毎月支払額は、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた 場合は、毎月支払額を増額または減額できるものとします。</p> <p>4. 手数料額は下記の方法で算出するものとします。</p> <p><u>（1）支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボ払いの未決済残高（付利単位100円）</u> に対し、当社所定の手数料率により年365日（閏年</p>

<p>月締切日までの期間におけるリボ払いの未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分として支払期日に後払いするものとします。</p>	<p>は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分として支払期日に後払いするものとします。</p> <p><u>(2) 新規の利用代金</u>については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。</p>
<p>第5条 (マイ・ペイすりボの設定) 法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボ払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボ払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすりボの設定を取消す場合が<u>あります</u>。</p>	<p>第5条 (マイ・ペイすりボの設定) 法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボ払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボ払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすりボの設定を取消す場合が<u>ございます</u>。</p>